

長崎市規則第 90号

長崎市契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

長崎市長

鈴木史朗

長崎市契約規則の一部を改正する規則

長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条の 2 第 2 項第 7 号を次のように改める。

(7) 情報システムに係るオペレーション等業務

第 26 条の 2 第 2 項第 25 号を次のように改める。

(25) 緊急通報システム業務

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市契約規則第 26 条の 2 第 2 項第 25 号の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。